

病院等の耐震化支援事業 令和2年度 ～厚生労働省・国土交通省

区 分		耐震診断	耐震改修
政策医療を担う病院 (救命救急センター、 病院群輪番制病院 など)	厚生労働省	<p>【耐震診断】</p> <p>医療施設耐震化促進事業 (医療施設運営費等補助金)</p> <p>○補助率 国1/3、県1/3</p> <p>○基準額 1か所あたり560 万円</p>	<p>○補助率 国1/2</p> <p>○基準額</p> <p>① 2,300㎡(基準面積) × 42,700円</p> <p>② 2,300㎡(基準面積) × 202,800円</p> <p>※①は政策医療を担う病院</p> <p>※②は政策医療を担うIs値0.4未満の病院 及びIs値0.3未満のその他の病院</p>
病院・診療所等 (上記以外など)	国土交通省	<p>【耐震診断・耐震改修】</p> <p>住宅・建築物安全ストック形 成事業(社会資本整備総合 交付金又は防災・安全交付 金)</p> <p>○補助率</p> <p>・公共建築物 国1/3</p> <p>・民間建築物※2 国1/3、地方1/3</p> <p>○限度額 1,050～3,670円/㎡</p>	<p>○補助率</p> <p>・公共建築物 国11.5%(避難所等の場合、国1/3)※1</p> <p>・民間建築物※2 国11.5%、地方11.5% (避難所等の場合、国1/3、地方1/3)</p> <p>○限度額 51,200円/㎡(倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡) (免震化の場合等は83,800円/㎡)※3</p>
<p>※1 耐震診断義務付け対象となる公共の大規模な病院等については、補助率を引上げ(改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5))</p> <p>※2 民間建築物については、地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ、国が支援を実施</p> <p>※3 天井を併せて改修する場合:13,600円/㎡～71,300円/㎡加算 設備を併せて改修する場合:6,620円/㎡(天井改修と設備改修を併せて行う場合:5,300円/㎡)加算(防災拠点に限る)</p>			
<p>耐震対策緊急促進事業(令和4年度末までの時限措置)</p> <p>改正耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる民間の大規模な病院等(5,000㎡以上等)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に補助制度が整備されていない場合、国単独で交付金と同率の補助(改修 11.5%) ・地方公共団体に補助制度が整備されている場合、補助率を引上げ (改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5)) 			
<p>上記の厚生労働省と国土交通省の補助事業は、併用できません。</p>			